

第17回 加賀市都市計画審議会 議事録

1. 日 時 平成28年2月16日(火) 10:00～11:30

2. 場 所 加賀市市民会館 第2会議室

3. 出席者 委員11名(内代理2名)

(会長) 高山 純一

(委員) 馬場先 恵子

水野 さや

久保田 清忠

河畑 靖宏

稲垣 清也

川下 勉

松本 英好

竹田 文雄(代理 木下進)

橋本 徹(代理 紙尾智彦)

村田 和人

事務局 9名

加賀市

4. 次 第

1) 開 会

2) 副市長あいさつ

3) 議事

議案第1号 加賀都市計画区域及び山中都市計画区域の変更(石川県指定)

議案第2号 加賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(石川県決定)

議案第3号 加賀都市計画用途地域の変更 山中地域(加賀市決定)

議案第4号 加賀都市計画特別用途地区の決定 山中地域(加賀市決定)

議案第5号 加賀都市計画道路大聖寺加賀温泉駅線の新規路線追加(加賀市決定)

議案第6号～15号 加賀都市計画区域及び山中都市計画区域の統合に伴う山中都市計画
の名称変更(石川県又は加賀市決定)

4) 閉 会

5. 傍聴者など 傍聴者 なし

報道関係 1名

6. 議事内容

◆事務局

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ただいまより、第17回加賀市都市計画審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、加賀市副市長山下正純がご挨拶申し上げます。

◆山下副市長

おはようございます。本日は、加賀市都市計画審議会の開催にあたり、お足元の悪いところお集まりいただきありがとうございます。

本日は、15件という多くの案件についてご審議いただきますが、主な案件といたしまして、平成17年の旧山中町と旧加賀市の合併以来、懸案となっておりました旧加賀市の都市計画区域と旧山中町の都市計画区域を統合するというものでございます。これに関連いたしまして、山中地域における都市計画用途地域の指定もでございます。その他、これに伴う山中都市計画の名称変更がございます。

また、加賀温泉駅前に新しく4月1日から加賀市医療センターが開設されます。これに伴う市内の交通網の整理が求められている中、大聖寺と加賀温泉駅を結ぶ主要道路として、新たに都市計画道路を計画するというものでございます。

これらが主な案件でございます。繰り返しになりますが、本日は15件という多くの議案でございます。慎重にご審議くださいますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが開会のご挨拶といたします。

◆事務局

本日は、お手元の次第に基づいて進行して参りますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

今回の会議は、委員総数12名中11名の委員にご出席いただき、加賀市都市計画審議会条例第5条第3項の議会成立要件を満たしており、本会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議案書の4ページをお開きください。本日の議案は15件あります。まず、議案第1号は、石川県指定の案件で、加賀都市計画区域及び山中都市計画区域の変更。議案第2号も、石川県決定の案件で、加賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更です。議案第3号は、加賀市決定の案件で、山中地域における用途地域の新規指定です。議案第4号は、加賀市決定の案件で、山中地域における特別用途地区の新規決定です。議案第5号は、加賀市決定の案件で、加賀都市計画道路の変更として、3・5・57号大聖寺加賀温泉駅線の新規路線の追加です。議案第6号から第15号につきましては、加賀都市計画区域及び山中都市計画区域の統合に伴います山中都市計画の名称変更です。

それではこれより、議事進行を高山会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

◆高山会長

改めまして、おはようございます。今、副市長、そして事務局から説明があったように、本日は15件の案件があります。私は、結構長く加賀市都市計画審議会の会長を務めさせていただいておりますが、これほどの議案の数は初めてではないかと記憶します。平成17年に合併してからこれまで、色々とそれ

ぞれの地区で、まちづくり、都市計画を進めてきたわけですが、いよいよ10年経って再整理しなければいけない時期になっているのではと思います。そういう意味では、今回の都市計画区域再編がその第一歩になると思います。内容についてはこれから事務局よりご説明いただきますので、それぞれの立場でご審議をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事に入る前に議事録の署名委員を指名したいと思いますので、僭越ではございますが私から指名させていただきます。馬場先恵子委員、それから水野さや委員に今回お願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

◆各委員

(異議なし)

◆高山会長

どうもありがとうございます。それではよろしくお願いいたします。

では、議案第1号について、事務局より説明をお願いします。

◆事務局

申しわけございませんが、副市長はこの後、別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

◆山下副市長

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◆事務局

それでは、議案第1号ですが、石川県指定の案件であります、加賀都市計画区域及び山中都市計画区域の統合について、石川県から意見を求められておりますので、皆様にご審議いただきたいと思います。座ってご説明させていただきます。

議案書の6ページから9ページまでが議案第1号となっております。それでは、ここから先はスライドでご説明させていただきます。

まず、都市計画区域について簡単にご説明します。都市計画区域とは、一体の都市として都市施設の整備や土地利用を計画的に進めるための区域であります。加賀市の都市計画区域の現状は、平成17年に旧加賀市と旧山中町が合併して以来、加賀都市計画区域そして山中都市計画区域の2つの都市計画区域があり、旧加賀市に加賀都市計画区域13,411ヘクタール、旧山中町に山中都市計画区域691ヘクタールが指定されております。

次に、旧山中町の都市計画区域外に東谷地区がありますが、今回、この東谷地区を都市計画区域に含めることとなっておりますので、この地区の沿革についてご説明いたします。この地区は、旧山中町の一地区でしたが、山中都市計画区域とは地形的に分断されておりました。現在は、四十九院トンネルが開通していますが、それまでは険しい山道でした。また、東谷地区はまとまりをもった農山村集落を形成していたということもあり、山中都市計画区域には入れないまま、現在に至っております。東谷地区は全部で8町あり、このうち、四十九院町、滝町、中津原町、菅生谷町の4町の区域517ヘクタールの部分

を今回の編入対象としております。この東谷地区は、旧加賀市の東谷口地区というところに隣接しており、地形的一体性を形成しています。また、県道山中伊切線の四十九院トンネルが開通したことにより、山中都市計画区域とも都市的一体性を形成しています。

今回、都市計画区域の再編にあたり、加賀都市計画と山中都市計画の2つの都市計画区域を1つに統合すること、そして、今ほどご説明しました東谷地区、こちらを都市計画区域に編入することで、今回1つの加賀都市計画区域として再編されることとなります。加賀都市計画区域 13,411ヘクタール、山中都市計画区域 691ヘクタール、そして今回編入する東谷地区 517ヘクタールを1つにまとめ、14,619ヘクタールの加賀都市計画区域となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◆高山会長

議案第1号について事務局よりご説明いただきましたが、何かご意見、ご質問があればお願いします。

基本的には、1つの自治体の中に都市計画区域は1つの方が、統一的なまちづくりを進めるという意味で大事なことだと思います。他県でもそのように進めてきているのが実情です。

◆馬場先委員

議案書には、「都市計画区域に含まれる土地の区域」と「新たに都市計画区域に含める土地の区域」とありますが、この「新たに」のところに東谷地区という記載がないのですが、議案書に記載されている町はこの東谷地区に含まれているということですか。

◆事務局

馬場先委員のおっしゃるとおり、議案書の6ページにあります、「新たに都市計画区域に含める土地の区域」の、山中温泉中津原町、山中温泉滝町、菅生谷町、山中温泉四十九院町の一部は、東谷地区の中に含まれます。

◆馬場先委員

わかりました。では、東谷口地区は、議案書に記載されている都市計画区域に含まれる土地の区域に既に含まれているということですね。そして、新たに都市計画区域に含める土地の区域に記載している町名を、東谷地区と総称しているということですね。

◆事務局

そのとおりです。

◆高山会長

他にご意見がなければ、意見の取りまとめを行います。議案第1号については、原案どおり承認することによってよろしいでしょうか。

◆各委員

(異議なし)

◆高山会長

どうもありがとうございます。それでは、そのように答申したいと思います。

それでは、議案第2号の加賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、事務局より説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号についてご説明いたします。

議案書の10ページをお開きください。こちらは加賀都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる加賀都市計画区域マスタープランの変更であります。都市計画の目標を12ページまで掲載しており、その後に区域区分の決定、その次には主要な都市計画決定等の方針が18ページまでとなっております。19ページがこの都市計画区域マスタープランの附図で、20ページには今回の変更の経緯を記載しております。ここまでが議案第2号です。

それでは、ここから先はスライドでご説明させていただきます。

加賀都市計画区域マスタープランは、加賀都市計画区域における概ね20年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものです。範囲は、議案第1号でご承認いただきました、都市計画区域14,619ヘクタールが対象の区域です。

都市計画区域マスタープランの内容ですが、「1）都市計画の目標」、「2）区域区分の決定の有無」、「3）主要な都市計画の決定等の方針」、と大きく3つの構成となっております。具体的にご説明したいのですが、議案書を見ていただくとお分かりのように、相当なボリュームとなっておりますので、今回は主要なものだけのご説明とさせていただきます。

では、都市計画の目標ですが、都市づくりのテーマとして「温泉・自然・歴史文化を生かし、協働で歩む安心して暮らせるまちづくり」を掲げており、基本理念として、「①流域の恵みを感じる自然と共生したまちづくり」、「②景観と人にやさしい安全で快適なまちづくり」、「③ともに支えあう健康で心豊かなまちづくり」、「④地場産業が息づく活力と賑わいのまちづくり」、「⑤地域に学び未来への創造力を育むまちづくり」、「⑥住民自治に基づく協働・交流型のまちづくり」、この6つが掲げられています。

次に、地域ごとの市街地像ですが、人口が集積する市街地である大聖寺、山代、片山津、動橋、作見、橋立、山中、この7つが地域拠点に位置づけられています。この地域拠点ですが、周辺地区に不足する商業・医療・福祉などの都市機能の集積を図るとともに、周辺地区との連携を強化する基盤整備を進めるものとなっております。また、金沢や福井方面との広域連携によるまちづくりを推進するものとなっております。これらをかなえるため、市街地ゾーン、農業ゾーン、自然保全ゾーンに分け、具体的な市街地像として目標が示されております。時間の都合上、主なものを掲げさせていただいておりますので、詳細は議案書をご覧ください。

次に、区域区分の決定の有無ですが、本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分は定めないこととなっております。理由といたしまして、本都市計画区域では、これまでも市街地内での基盤整備を実施しておりますが、農業保全と相まって、適切な宅地開発の誘導を行っております。今後、人口増加は見込めず、大きな都市と比べて、無秩序な開発が進行する可能性は低いものと考えられます。世帯分離などによる宅地需要も、これまでどおり市街地内への誘導が可能であり、こういった理由から区域区分は定めないこととなっております。

次に、主要な都市計画の決定等方針ですが、「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針」

として、本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後も用途地域の指定を継続し、良好な市街地環境の形成を目指すこととなっております。また、既に市街地が形成されている山中地域について、こちらは用途地域が設定されていないので、適正な土地利用の推進のために、用途地域の指定を行うものとなっております。

次に、「(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針」で、「①交通施設」の主なものとして、広域ネットワークを形成する北陸自動車道及び国道8号を主に活用するほか、北陸新幹線金沢敦賀間開業に備え、加賀温泉や小松空港など交通拠点へのアクセス向上や二次交通の充実など、観光客や住民の利便性を確保することとなっております。

次に、「②下水道及び河川」について、下水道では、公共下水道を用途地域や人口密度が高い地域で整備し、農業集落排水処理施設と合併処理浄化槽をその他の地域で設置促進するものとなっております。河川では、大聖寺川や動橋川等は、安全・安心な川づくりを推進するとともに、散策や憩いの場となる川づくりに努めるものとなっております。

「③その他の都市施設」について、ごみ焼却場は、適正処理及び資源の有効利用のほか、バイオマスの活用により、循環型社会の構築を目指し、そして、供給処理、医療、教育等の施設は、必要に応じて都市計画に定め、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとなっております。

次に、「(3) 市街地開発事業に関する主な都市計画の決定等の方針」で、既成市街地は、生活利便性や防災性の向上を図るほか、地域主体のまちづくりルールによる土地利用を推進し、住環境の改善を図るものとなっております。また、新たな市街地の形成は抑制しつつ、都市機能の集積を図る地域においては、周辺の土地利用と調和した整備を図るものとなっております。

次に、「(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針」で、自然環境は、生活や産業を支えるとともに、憩いや潤いを提供しており、保全再生に努めるとともに、体験活動の場として適正な利用を図るものとなっております。そして、地域の自然を守り育てるとともに、都市活動の中で創られる様々な緑を組み合わせ、連続した緑のネットワークの形成を目指すものとなっております。

また、加賀都市計画区域マスタープランの附図は、今ほどご説明したものを要約したものとなっております。

都市計画法に定められた手続きに則り本案を2週間の縦覧に供したところ、意見書の提出がなかったことを報告いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◆高山会長

ありがとうございました。ただいま、事務局より加賀都市計画区域マスタープランの内容をご説明いただきましたが、ご意見、ご質問があればお願いします。

◆稲垣委員

都市計画区域マスタープランの変更ということでご説明いただきましたが、下水道や道路など、あまり変わらないのではと思いますが、主な変更点はどこでしょうか。

◆事務局

第1号議案でご説明したとおり都市計画区域の統合が行われますので、これに合わせて区域マスター

プランも統合しなければならないところが主な変更点となります。また、現在の都市計画区域マスタープランは、加賀都市計画区域については旧加賀市の都市計画マスタープラン、山中都市計画区域については旧山中町の都市計画マスタープランを参考につくられています。

新加賀市になってから新たな都市計画マスタープランもできておりますので、今回この区域の統合に伴い、新加賀市の都市計画マスタープランの要素を加えた変更になっております。

◆高山会長

他にいかがでしょうか。

◆馬場先委員

今ほどご説明していただいた感想になります。多少気になったのが、テーマが「温泉・自然・歴史文化を活かし、協働で歩む安心して暮らせるまちづくり」となっており、自然や歴史よりも真っ先に温泉という言葉が出てきています。山中・山代・片山津といった温泉を大切にしたい、加賀市のまちづくりの核にしていきたいという思いが伝わってきましたが、その後の説明では、温泉に関わるような説明がほとんどありませんでした。

議案書の10ページでは、④で地場産業の中に温泉の記載がありますが、せっかくなので今の説明の中でも、そうした温泉に関連するようなことなども含めてご説明していただくと、加賀市の特色がより伝わって、マスタープランとして、「ああ、なるほど、こういうふうなことを考えているのか」というものが伝わり、独自性が説明できたのではないかと思います。

◆高山会長

参考にしていただければと思います。他にいかがでしょうか。

◆村田委員

温泉ともう1つ、自然がテーマになっていたと思うのですが、この区域の中に奥山中の杉水町や県民の森、九谷ダムのある九谷町など、これらの区域は含まれないのでしょうか。

◆事務局

東谷奥4町の杉水町、大土町、荒谷町、今立町や、九谷ダムなどの区域は、都市計画区域からは除いております。よって、その区域についての記載はありません。

区域から除いている理由は、都市計画区域とは、一体の都市として土地利用や都市施設などを進める区域であります。そこで、一体の都市として利用を図る区域として妥当かどうか、地元はじめ関係機関と十分に協議をしてきました。その結果、奥4町の部分については、伝統的建造物群保存地区というエリアになっていることもあり、都市的利用より、農山村集落として保全していこうとなりました。また、口(くち)4町の中津原町、滝町、菅生谷町、四十九院町の区域は、都市的利用が十分考えられるので、区域に編入することとなっております。

◆高山会長

その他いかがでしょうか。

◆稲垣委員

区域区分の決定の有無のところ、これまで市街化区域、市街化調整区域をつくらなかった理由として、今後も世帯分離などによる宅地需要もこれまでどおり市街地内への誘導が可能であるという記載があります。実際、人口は増えないとは思いますが、現在も加賀市の人口減少は甚だしい中、世帯分離による新しい若者の市街地内への誘導は進んでいないのではないかと思います。

というのは、近隣の小松市で住宅を新築する方が多いという中で、加賀市でいえば市街地内への誘導は進んでいないので、可能であるという文言はちょっと疑問があります。

◆高山会長

参考にさせていただければと思います。その他、よろしいでしょうか。幾つかご意見もありましたが、今後の都市計画を進める上での参考にさせていただきたいと思います。

それでは大きな反対意見もないようですので、他にご意見がなければ、変更案のとおり承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

◆各委員

(異議なし)

◆高山会長

どうもありがとうございます。この議案についても原案どおり答申したいと思います。

それでは、議案第3号加賀都市計画用途地域の変更 山中地域ということで、事務局より説明をお願いします。

◆事務局

それでは、議案第3号についてご説明いたします。議案書の21ページをお開きください。こちらは加賀市に指定している用途地域の表と、今回変更することとなった理由を記載しております。22ページには総括図、23ページから26ページまでは新規に指定する用途地域の計画図です。27ページは変更の経緯を記載しております。28ページには参考といたしまして用途地域のイメージを載せております。ここまでの議案第3号です。

それでは、ここからはスライドでご説明いたします。

今回、山中地域において新規に用途地域を246ヘクタール追加します。用途地域を新規追加する理由ですが、旧加賀市の市街地において用途地域は指定されておりますが、旧山中町においては指定されていないという現状です。そこで秩序ある市街地の形成を図るために、用途地域の指定が必要と判断し追加指定することといたしました。

山中地域における用途地域の指定方針は、これまでの市街地の成り立ちや、現在の土地利用の状況を踏まえて指定することとしております。具体的には、次のような方針としております。

まず、土地利用の現況が土地区画整理事業により整備された住宅地については、事業所等の立地を抑制し、一戸建てや共同住宅を中心とした良好な住環境の充実を図ることとしております。主な用途地域の指定は第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域を考えております。

次に、土地利用の現況が店舗や事務所、軽工業事業所などが連なる既成市街地については、中小規模

の事業所と住宅の共存により地域活力を維持することとしています。具体的な用途地域としては、第一種住居地域、準住居地域、準工業地域を考えております。

次に、土地利用の現況が総湯を中心とした旅館や店舗などが集まる市街地については、歴史観光資源と地場産業を活かした賑わいある商業地の発展を図るものとしております。具体的な用途地域としては、近隣商業地域、商業地域を考えております。

次に、土地利用の現況として漆器関連工場や金属加工工場などが集積する工業地については、生産や流通などの利便を増進し製造業の振興を図るものとしています。具体的な用途地域としては、準工業地域、工業地域を考えております。

今回、国道 364 号の沿線には、準工業地域を定めます。そして中田町、長谷田町には、第一種住居地域を定めます。日の出団地には、第一種中高層住居専用地域を考えております。区画整理された宮の杜住宅団地には、第一種低層住居専用地域を、同じく区画整理された加美谷台は、第一種中高層住居専用地域を考えています。漆器団地の部分になりますが、こちらは準工業地域を考えております。大規模な機械関係の工場が立地しているところについては、工業地域を考えております。また、県道沿線には、準住居地域を、塚谷町や山中中学校の周辺は、第一種住居地域を考えております。総湯を中心とした温泉街の部分は、近隣商業地域を、旅館が立ち並んでいる区域には商業地域を考えております。下谷町や菅谷町の一部は第一種住居地域を考えております。

加賀市全域の用途地域の構成は、今回の山中地域の追加変更によりまして、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、準工業地域の割合が増えることとなり、その他の用途地域の割合は減ることになります。

都市計画法に定められた手続きに則り、本案を2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出がなかったことを報告いたします。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

◆高山会長

ありがとうございます。議案第3号の都市計画用途地域の変更ですが、ご意見、ご質問はないでしょうか。

◆馬場先委員

鶴仙溪沿いの商業地域についてですが、自然に接するところなので、商業地域にすることの意味合いについてどう考えていますか。また、容積率、建ぺい率は近隣商業地域と同じにもかかわらず、自然に接するところで商業地域にしているということは、建築用途で既存不適格の割合が多かったためだろうと考えられます。そうした中、今後のその地域のあり様をどのような地域にしていきたいと考えているのか。また、今後、そのまちづくりの方針によっては、不適格な用途の建築物が減っていく可能性がなくなると懸念されるわけですが、商業地域にする利点はあるのでしょうか。

◆事務局

山中の商業地域は、限定的に大聖寺川の鶴仙溪沿いの旅館が立地する部分で指定をしております。理由は旅館といたしましても、色々な商業的営みを複合的にやられているという部分もあり、商業系用途が強く、旅館だけでなく他の用途もあるということで、既存不適格も考慮した上で用途指定しております。

自然地と接していることについてですが、この山中地域の旅館街の特徴を現していると思います。自然環境の中に、緑と川に接して旅館をつくってきたという経緯がありますので、そのまま保全することが、ほかの市街地と違って特徴のあるものと考えます。それからここでは表示していませんが、山地の部分とこの旅館の一部も含めて、風致地区に指定しております。そのため、開発の際には、風致地区の基準から風致や景観に配慮しないと開発ができないという規制が合わせてかかっています。ここはそういう合わせ技といたしますか、山中の旅館の特徴を維持していこうという考えで指定しております。

将来この土地が変わっていくのではないかとのご指摘ですが、現時点でそれは考えておりません。大規模な変更がある場合は、見直しも必要かと思いますが、現時点では、この形態が維持されていくという前提で用途地域を指定します。

◆馬場先委員

用途地域の中にも同じような旅館業の建物が多いと思いますが、商業地域にしないで近隣商業地域にした場合に、既存不適格となるような用途のものは、こういった種類のものがあるのでしょうか。

◆事務局

旅館やホテルの中に入っているクラブなど、そういったものが不適格の要素の意味を持つことになってくると考えております。

◆馬場先委員

恐らく風紀を乱すことになると思うのですが、そうしたものは率先して風紀の良い形にしていくというようなことも考えられないのでしょうか。

◆事務局

考え方としてはあると思いますが、例えば風営法にかかるようなもので、お酒を出すような用途のものは認めていかななくてはいけないと思います。しかし、性風俗店といったものは、規制すべきと捉えています。商業地域ですと性風俗店は建てられると思われがちですが、石川県の風俗営業の条例で、性風俗店は新たに営業できないことになっています。多少の娯楽といいますか、お酒が飲めるようなものは許容していきたいと考えており、世間的にもあまり認められていないようなものについては風営法などできちんと縛られているので、商業地域の指定としております。

◆馬場先委員

風営法などの別の目を光らせて、しっかりと加賀市の立場はこうだということを一般にわかるように示していただきたいと思います。そうした中で運営してほしいということを見せさせていただきます。

◆高山会長

この案件について意見を取りまとめたいと思います。

用途地域の変更について、変更案どおり承認するということがよろしいでしょうか。

◆各委員

(異議なし)

◆高山会長

どうもありがとうございます。原案どおり答申したいと思います。

それでは、議案第4号の山中地域における加賀都市計画特別用途地区の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

◆事務局

それでは、議案第4号についてご説明いたします。議案書の29ページをお開きください。こちらは、加賀市において初めて指定する特別用途地区の表と決定理由を記載しております。30ページが総括図、31ページから34ページが計画図です。35ページには変更の経緯を記載しております。ここまでが議案第4号です。それでは、ここから先はスライドでご説明いたします。

まず、特別用途地区を指定する区域についてですが、山中地域の河南地区、総湯を中心とした温泉地区、西谷地区の一部に山中漆器産業振興地区、面積約148ヘクタールを新規に指定します。

次に、国道364号沿線に沿道型住工複合地区、面積約7.6ヘクタールで定めます。

そして、大規模集客施設制限地区を面積約89ヘクタール定めます。

山中地域に定める特別用途地区は、地域の特性にふさわしい土地利用を進めるために、用途地域に重ねて特別用途地区を定めるものとしております。この特別用途地区はどこでも定められるものではなく、今ほど議案第3号で説明しました用途地域の上から重ねて定めるものであり、用途地域が定められていないところには定めることはできません。用途地域の上に、用途地域を補完する目的で定めるものが特別用途地区です。名称や目的など、自治体独自で自由に定めることができます。

山中漆器産業振興地区は、山中漆器産業の保護育成を図るため、関連工場や作業場の立地を許容するとともに、住環境を保全することを目的として定めます。

次に、沿道型住工複合地区は、幹線道路沿道において、軽工業事業所以外の工場を制限し、周辺の住環境を保全するという目的で定めます。

次に、大規模集客施設制限地区は、大規模集客施設の立地による住環境や交通の悪化を防ぐことを目的として定めます。

今ほど、説明した地区について、もう少し具体的に緩和と制限を説明します。

まず、山中漆器産業振興地区は、用途地域の規制にかかわらず、山中漆器作業場を有する建築物は建築できることとします。山中漆器作業場とは、山中漆器の製造はもちろんですが、梱包や卸業に関する事業所も全て対象になります。ただし、こういった建物でも、作業場の床面積の合計が300平方メートル以下で、且つ原動機の出力が50キロワット以下でなければ建築できないものとしております。

次に、沿道型住工複合地区は、用途地域の規制にかかわらず、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が300平方メートル以下、且つ空気圧縮機に使用する原動機出力の合計が7.5キロワット以下の建築物のほか、山中漆器関連の工場も建てることとします。そのほか、準住居地域に建築できる建築物しか建てられないよう制限をかけています。

次に、大規模集客施設制限地区は、用途地域の規制にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超えるような大きな集客施設は建てられないよう制限をかけています。

なお、今ほどの3つの特別用途地区の制限内容につきましては、加賀市の条例で、今後定めていくこととしております。この特別用途地区は用途地域が指定されたところに上乗せして指定するものと先ほどご説明いたしましたが、同じ用途地域に重複して指定することもできます。今から3つの地区をどの

用途地域に定めるかについてご説明しますが、重複している用途地域につきましては、どちらもかかるという判断で見ていただきたいと思います。

まず、山中漆器産業振興地区につきましては、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、この4つの用途地域に上乘せします。

次に、沿道型住工複合地区は、国道364号沿線の準工業地域の部分に上乘せします。

次に、大規模集客施設制限地区は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域に上乘せします。

都市計画法に定められた手続きに則り、本案を2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出がなかったことをご報告いたします。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

◆高山会長

ありがとうございました。それでは、議案第4号の特別用途地区の決定について、何かご意見、ご質問があればお願いします。

◆稲垣委員

大規模集客施設ということで、今の山中にある旅館で、大きなところの床面積はどれくらいなのでしょう。

◆高山会長

温泉のですか、それとも商業施設のことですか。

◆稲垣委員

温泉旅館です。

◆事務局

10,000平方メートル以上はないので、今時点で既存不適格はありません。

◆高山会長

他にご意見はございませんか。

特にご意見がないようですので、第4号議案についても原案どおり承認するというのでよろしいでしょうか。

◆各委員

(異議なし)

◆高山会長

ありがとうございます。では原案どおり答申したいと思います。

次は、議案第5号の、加賀都市計画道路の変更 大聖寺加賀温泉駅線について事務局より説明をお願いします。

◆事務局

それでは、議案第5号についてご説明いたします。議案書の36ページをお開きください。36ページは大聖寺加賀温泉駅線の計画案で、37ページに総括図、38ページは計画図、39ページにはこれまでの経緯を記載しております。ここまでが議案第5号となっております。それではここから先は、スライドにてご説明させていただきます。

都市計画道路に今回新たに追加する3・5・57号大聖寺加賀温泉駅線は、大聖寺市街地から加賀温泉駅へ続く延長約2.8キロメートルの幹線道路です。

これまでの経過は、平成6年に大聖寺加賀温泉駅間新設道路建設促進期成同盟会が設立し、その後、この道路の近くに新幹線が通る計画があることから、新幹線の整備が具体化した際に道路の事業化を目指すこととして、期成同盟会の活動は一時中断となりました。そして、平成10年に旧加賀市の都市計画マスタープランに幹線道路として位置づけられ、現マスタープランにも位置づけられています。平成24年には北陸新幹線の金沢敦賀間が着工し、大聖寺と加賀温泉駅の間の新幹線工事の設計内容が明らかになりました。平成25年に加賀温泉駅前では、新病院「加賀市医療センター」が着工し、この4月に開業を控えております。平成26年には活動を休止しておりました期成同盟会が活動を再開し、平成27年には、市と県が計画検討に着手しております。

この道路は、大聖寺の中心市街地から加賀温泉駅を結ぶ直線的な道路が整備されていないことや、加賀温泉駅周辺における新幹線駅や加賀市医療センターの整備に伴い、大聖寺から加賀温泉駅へのアクセス性の向上が重要となったことから、計画決定することが必要となりました。

起点は、大聖寺永町の国道305号の菅生交差点で、終点は小菅波町の小菅波町交差点となります。起点の菅生交差点から河川を2つまたぎ、JR北陸本線の上を越えます。そして、新幹線ルートに沿って進み、敷地南交差点に接続いたします。ここまでの距離が1.5キロメートルで、新設道路として整備する区間となります。そして敷地南交差点からは、大規模農道の市道A第375号線の現道区間となり、新幹線の高架をくぐって終点の小菅波町交差点に至るといえるものです。この区間は1.3キロメートルで、道路改良は行わない区間です。大聖寺加賀温泉駅間のルートを道路網として明示する意味から、この現道区間、そして新設区間を含めまして合計の2.8キロメートルを新規に都市計画決定するものであります。

次に各交差点部についてご説明いたします。まず、菅生交差点は、現在大聖寺中心部に繋がる国道305号と一般県道串加賀線の三叉路になっており、今回この道路計画が取り付くことにより、四叉路の交差点となります。

次に、敷地南交差点では、大規模農道の市道A第375号線と市道C第80号線が交わる四叉路交差点に接続いたします。ここの四叉路に取りつくことになると当然五叉路になってしまいますが、五叉路交差点では交通制御が難しくなり信号待ちの時間も長くなるなど、交通の安全性が問題となることから、新設に取り付く道路を基本とした四叉路交差点にします。そして、本路線に取り付く形で三叉路交差点計画を新たに設けます。

終点部分の小菅波町交差点は現道区間のため、交差点の改良は行わないこととします。ただし、将来的には交通量の推移を見て、整備の判断を行なうこととします。

次に、幅員の構成ですが、総幅員は12メートルの道路です。車道幅は3.25メートルを2車線、路肩は1.5メートルを両側に、海側に片歩道2.5メートルとしております。

交差点部は、総幅員15メートルで、一般部の幅員に右折車線の3メートルを加えております。

次に、新設区間の道路縦断勾配ですが、起点部分の菅生交差点菅生交差点からしばらくは平坦になっており、旧三谷川のところから5%の勾配で橋梁や盛土で上っていきます。JR本線を跨いだら5%の勾配で下り、敷地内の田んぼ区間に入ります。この田んぼ区間は、現状の農道地盤高と概ね同じ高さで道路計画高を考えております。

なお、都市計画には、道路線形と道路幅員を定めることとし、交差点の詳細は定めておりません。

都市計画法に定められた手続きに則り、本案を2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出がなかったことを報告いたします。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◆高山会長

どうもありがとうございます。都市計画道路の変更 大聖寺加賀温泉駅線ですが、新たな新幹線のルートが決まったので、それに合わせてこの道路も進めるということでございます。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

◆河畑委員

新幹線の工事に合わせてということですが、新幹線工事の作業用の道路を、作業が終わった時点で市道として活用していこうというイメージなのですか。

◆事務局

作業用道路は仮設の道路なので、そのまま道路にすることはできません。よって、改めて新幹線の作業用道路とは違った構造のものをつくることになります。仮設の道路の幅も、今の計画幅とは恐らく合わないと思いますが、新幹線のルートに沿うということがこの道路の基本的な考え方でしたので、今回の新幹線ルートが決まったということで、それに合わせて計画を定めました。

◆河畑委員

作業用の道路が、一部か全部かわかりませんが、それを活用していけばいい方法かなと思いました。

◆高山会長

特に反対意見もないようでございますので、意見を取りまとめたいと思います。

第5号議案について、原案どおり承認するというところでよろしいでしょうか。

◆各委員

(異議なし)

◆高山会長

どうもありがとうございます。それでは、原案どおり答申したいと思います。

それでは、引き続きまして第6号から第15号までの山中都市計画の名称変更について、一括して事務局より説明をお願いします。

◆事務局

それでは、議案第6号から第15号についてご説明します。議案書の40ページをお開きください。40ページから最終ページの63ページまでが議案第6号から15号となっておりますが、これらは議案第1号の都市計画区域の見直しに伴い、山中都市計画の名称の変更を行うものです。それでは、スライドでご説明させていただきます。

まず、議案第6号の石川県決定の都市計画道路の変更について、変更後の名称は、3・5・50号薬師上原線、3・5・52号温泉中央南線、3・5・56号桂木線、7・6・15号温泉東山線となっております。

次に、加賀市決定の都市計画道路の変更です。石川県決定と加賀市決定の違いは、計画線に県道部分が含まれる場合は石川県決定となり、それ以外は加賀市決定となります。変更後の名称は、3・6・49号薬師山線、3・5・51号温泉中央北線、3・5・53号東山薬師線、3・5・54号加美谷線、3・5・55号加美谷東線です。

ここで補足説明ですが、議案第6号と第7号の都市計画道路変更は、今回の名称変更に合わせて、これまでに決定されていない道路の車線数を決定するものです。

次に、議案第8号は、加賀都市計画風致地区、加賀市決定です。山中風致地区という名称は変わりませんが、都市計画区域の名称を変更するものです。

次に、議案第9号の加賀都市計画公園、加賀市決定です。変更後の名称は、2・2・9号下谷町児童公園、2・2・10号かつら児童公園、2・2・11号中田児童公園、7・2・1号鶴仙溪公園です。

続いて、議案第10号の都市計画墓園、加賀市決定です。変更後の名称は山中墓園です。

次に、議案第11号の加賀都市計画下水道、石川県決定です。山中都市計画山中町公共下水道を、加賀都市計画加賀公共下水道に変更するものです。

次に、議案第12号の加賀都市計画下水道、加賀市決定です。山中町公共下水道を加賀公共下水道（大聖寺川処理区）に名称変更するものです。

次に、議案第13号の加賀都市計画汚物処理場、加賀市決定です。変更後の名称は、山中汚物処理場としております。

議案第14号の加賀都市計画防火の施設、加賀市決定です。変更後の名称は、かつら児童公園前防火施設、東町防火施設、河鹿町防火施設としております。

最後に、議案第15号の加賀都市計画土地地区画整理事業、加賀市決定です。これは都市計画区域の名称変更です。南部第一土地地区画整理事業、塚谷第二土地地区画整理事業、加美谷土地地区画整理事業、長谷田西土地地区画整理事業です。

以上で、議案第6号から15号までの名称の変更についての説明を終わります。

◆高山会長

ありがとうございました。議案第6号から第15号までは山中都市計画の名称変更となりますが何かご意見ありますでしょうか。

◆各委員

(異議なし)

◆高山会長

どうもありがとうございます。それでは、議案の数は多かったです、皆様のご協力のおかげで滞りなく全ての議案について承認をいただくことができました。どうもありがとうございました。

本日本日予定していた議事はこれで終了しましたが、せっかくでございますので、何かご意見などありましたら、お願いしたいと思います。

◆各委員

(特になし)

◆高山会長

それでは、特にならぬようでございますので、第17回加賀市都市計画審議会をこれで閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。

◆事務局

高山会長、ありがとうございました。

今後の予定についてお伝えいたします。今回ご審議いただきました案件につきましては、今後、県との協議を経まして、4月ごろに計画決定の予定です。特別用途地区の条例案につきましては市の3月議会に上程しており、議決後は、都市計画決定とともに施行する予定です。

それでは閉会にあたりまして、建設部長の眞田がご挨拶いたします。

◆眞田部長

本日は、長時間に亘りご審議いただきありがとうございます。委員の方からいただいた貴重なご意見のひとつに、市街地へは誘導されておらず、市外のほうに人口が流出しているのではないかという指摘をいただきました。昨日と本日、関西から「移住交流フェア」ということで20名の方に加賀市へ来ていただいております。昨日は、東谷でかんじき体験を行う予定だったのですが、吹雪でできませんでした。今日は大聖寺の城下町を回っております。このように、いろんな意味での移住も受けつける姿勢を発信しております。また、旅館が建ち並ぶ山中地域の商業地域について、都市計画上のあり方としては、加賀市は山代・片山津を含む3つの温泉地を抱えておりますので、温泉地のバランスを鑑みながら、温泉地としての今後のあり方を考えるという、非常に重い宿題をいただいております。これ自体は都市計画のみで決められるものでもなく、今後の加賀市の課題として、これから考えていかなければならないものと認識しております。

本当に本日は、有意義なご意見ありがとうございました。

◆事務局

皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。